

令和7年度地域と高校生の協働による地域課題解決支援事業
委託業務に関する技術提案実施公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定による随意契約の方法により契約を締結するため、次のとおり技術提案を募集する。

令和7年5月8日

岡山県美作県民局長 東 寛

1 技術提案に付する事項

(1) 業 務 名

令和7年度地域と高校生の協働による地域課題解決支援事業

(2) 業務内容

別添仕様書のとおり

(3) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

(4) 委託金額（見積上限額）

2,854,000円以内（消費税及び地方消費税を含む）

2 技術提案に参加できる者の資格

技術提案に参加する者に必要な資格（以下「技術提案参加資格」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 国や地方公共団体等が発注した同種又は類似の業務の受託実績があり、地域づくりへの支援や地域と高校生との連携促進に関する豊富な知識や経験、コーディネート能力等の高い専門性を有すること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
- (3) 岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成19年岡山県告示第332号）に規定する入札参加の除外又は入札参加の停止の措置を受けている者でないこと。
- (4) 岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第1号及び第3号に規定する暴力団又は暴力団員等でないこと（参加者が法人である場合は、役員についても当該条件を満たすものであること）。
- (5) 岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外を受けている者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。

3 業務契約に関する事務を担当する課の名称等

岡山県美作県民局地域政策部地域づくり推進課（美作県民局2階）

〒708-8506 岡山県津山市山下53
電 話：(0868) 23-1259 (直通)
FAX：(0868) 23-1270
E-mail：mima-shinkou@pref.okayama.lg.jp

- 4 契約条項を示す場所
上記3の場所とする。

5 技術提案参加手続等

- (1) 仕様書及び技術提案参加資格確認申請書（様式第1号）等の配布期間並びに場所

①配布期間

令和7年5月8日（木）から令和7年5月14日（水）まで（閉庁日を除く。）の
午前9時から午後5時まで

②配布場所

上記3の場所に同じ。

なお、岡山県美作県民局地域政策部地域づくり推進課のホームページからダウンロードできる。

<https://www.pref.okayama.jp/page/974132.html>

- (2) 技術提案参加資格確認申請書の提出期間、場所及び方法

①提出期間

令和7年5月8日（木）から令和7年5月14日（水）まで（閉庁日を除く。）の
午前9時から午後5時まで

②提出場所

上記3の場所に同じ。

③提出方法

持参又は郵送等（書留郵便等その他これに準ずる方法によるものとし、①の提出
期間までに必着のこと。）

- (3) 技術提案参加資格要件の審査

①審査結果の通知

技術提案参加資格確認申請書を提出した者について、審査の結果、不適合と認め
られる者に対しては、その旨を令和7年5月16日（金）までに書面により通知す
る。この通知を受けた者は、この技術提案に参加することができない。

②技術提案参加資格要件不適合の理由の説明要求

技術提案参加資格要件不適合通知を受け取った者は、令和7年5月19日（月）
まで下記（4）③の宛先にFAX又は電子メールにより、説明を求める書面を提出
することができる。なお、送信後は、電話で着信を確認すること。

③技術提案参加資格要件不適合の理由の通知

技術提案参加資格要件不適合の理由の説明を求める書面を提出した者については、
令和7年5月20日（火）までに理由を回答する。

- (4) 仕様書等に対する質問の受付

①受付期間

令和7年5月8日（木）から令和7年5月16日（金）まで（閉庁日を除く。）の
午前9時から午後5時まで

②質問方法

委託業務に対する質問・回答書（様式第2号）をFAX又は電子メールとすること。

なお、送信後は、電話で着信を確認すること。また、電話又は口頭による質疑には応じない。

③宛先

岡山県美作県民局地域政策部地域づくり推進課

FAX：（0868）23－1270

E-mail：mima-shinkou@pref.okayama.lg.jp

④その他

技術提案実施後、仕様等についての不知及び不明を理由として異議を申し立てることはできない。

6 技術提案書等の提出

（1）提出期限

令和7年5月20日（火）午後5時（必着）

（2）提出場所

上記3の場所に同じ。

（3）提出書類

- ・技術提案書の提出について（様式第3号）
- ・技術提案書（様式第4号）
- ・見積書（様式第5号）

（4）提出方法

持参又は郵便等（書留郵便その他これに準ずる方法によるものとし、（1）の提出期限までに必着のこと。）

（5）提出部数

7部（正本1部、副本6部）

7 技術提案の選定方法

- （1）岡山県美作県民局が設置する審査委員会において、提案書等についての審査を行い、委託予定者を選定する。
- （2）審査の過程において事務局から随時説明、追加資料の提出を求める場合がある。
- （3）見積書が見積上限額を超える場合は選定しない。
- （4）技術提案の選定結果は、審査終了後、書面により通知する。

8 契約に関する事項

- （1）上記7で選定された者と随意契約による委託契約の締結を行うこととする。
- （2）契約の締結に当たり作成する仕様書は、提出された技術提案書を尊重することを原則とするが、その内容に限定されないものとする。
- （3）仕様書作成のため、技術提案書の選定後に業務の具体的な実施方法について技術提案を求めることがある。
- （4）委託契約の締結に当たっては、業務委託契約書を作成することとする。
- （5）契約保証金は、岡山県財務規則（昭和61年岡山県規則第8号）第153条、第154条及び第155条の規定によるものとする。
- （6）契約を締結しようとするときは、暴力団の排除に係る誓約書を提出しなければな

らない。なお、この誓約書を提出しないときは、契約締結を拒んだものとみなすので留意すること。

9 その他の留意事項

- (1) 技術提案参加資格確認申請書及び技術提案書等の作成及び提出に係る費用は、提案者又は参加者の負担とする。
- (2) 提出された技術提案参加資格確認申請書及び技術提案書等は返却しないこととする。
- (3) 提出された技術提案参加資格確認申請書及び技術提案書等は、技術提案の選定手続以外に、提出者に無断で使用しないものとする。
- (4) 提出された技術提案書に係る権利は、岡山県に帰属することとする。
- (5) 技術提案の選定結果は、岡山県ホームページ等に公表される場合がある。
- (6) 技術提案参加資格確認申請書及び技術提案書等に虚偽の記載をした場合には、当該技術提案参加資格確認申請書及び技術提案書等を無効とする。
- (7) 提出後における技術提案参加資格確認申請書及び技術提案書等の差し替え及び再提出は認めない。
- (8) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨に限る。
- (9) この技術提案実施公告の内容について変更がある場合は、下記の岡山県美作県民局地域政策部のホームページにその旨を掲載する。

<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/116/>